

平成三十年 藤崎町議会 決算特別委員会会議録（第一号）

平成三十年九月十一日（火曜日）

出席委員（十四名）

委員長 奈良 完 治

副委員長 工 藤 健 一

委 員 阿 部 祐 己

五十嵐 忍

前 田 信 一

奈良岡 文 英

小 野 稔

藤 林 公 正

吉 村 忠 男

相 馬 勝 治

佐々木 政 美

横 山 哲 英

浅 利 直 志

野 呂 日出男

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町

長

平 田 博 幸

副町長
総務課長選管事務局長併任
企画財政課長
税務課長
住民課長
福祉課長
建設課長
農政課長農委事務局長併任
会計管理者・会計課長
上下水道課長
監査委員
選管委員長
教育長
学務課長
生涯学習課長
学校給食センター所長
農業委員会会長
地方創生推進室長

五十嵐 晋
能登谷 英彦
榭 淳一
阿部 悟
清野 健志
久保田 整
神 昭彦
佐々木 泰人
工藤 峰靖
對馬 猛清
神 忠勝
加福 孝二
武田 登
兵藤 範明
高木 秀光
清水 裕行
野呂 廣志
森 篤

事務局職員出席者

事務局 長

藤 田 伸

係 長

久保田 育子

審 査 日 程

議案第五十六号 平成二十九年 度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十七号 平成二十九年 度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十八号 平成二十九年 度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

議案第五十九号 平成二十九年 度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件

本日の会議に付した事件

審査日程のとおり

第一日 平成三十年九月十一日

開 議 午前九時五十七分

○委員長（奈良完治君）

おはようございます。

ただいまの出席委員数は十四名です。定足数に達しておりますので、ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

当特別委員会に付託された案件は、議案第五十六号平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から議案第六十一号平成二十九年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件までの六件であります。

議案の説明などのため、理事者及び説明員の出席を求めています。

初日の本日は、議案第五十六号平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件から、議案第五十九号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件までを審査いたします。

二日目は、議案第六十号平成二十九年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件を初め、全部で二件を審査する予定であります。

なお、詳しい審査日程については、お手元に配付しております日程表によりご了承願います。

また、歳入歳出を一括審査いたします。

それでは、審査日程に従い、議案第五十六号平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者・会計課長（工藤峰靖君）

おはようございます。それでは、平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の概要説明に入る前に、平成二十九年度の決算書においてページ等の表記等に校正ミスがありました。シールを貼って訂正させていただきましたけれども、今

後はこのようなことがないように気をつけますので、大変申しわけございませんでした。

それでは、議案第五十六号平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、一括してご説明申し上げます。

お手元に平成二十九年度藤崎町決算書のご用意をお願いいたします。なお、金額につきましては、歳入は収入済額、歳出は支出済額にてご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

また、四百三ページからの決算説明資料につきましてもあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、十三ページをお開き願います。歳入総額は九十二億一千九百四十一万円余りとなりました。

十七ページをお開き願います。歳出総額は八十九億八千五十八万円余りとなり、歳入から歳出を差し引いた額は二億三千八百八十三万円余りとなったものであります。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額三千八百万円、事故繰越繰越額二百三十五万円余りを差し引いた実質収支額は一億九千八百四十七万円余りとなるものであります。実質収支額のうち、地方自治法第二百三十三条の二の規定により、財政調整基金へ一億二千万円、減債基金へ五千万を繰り入れし、残りの二千八百四十七万円余りを翌年度へ繰り越しするものであります。

それでは、歳入歳出につきまして、決算事項別明細書によりその主なものについてご説明させていただきます。二十二、二十三ページをお開き願います。歳入についてご説明申し上げます。第一款町税は、調定額が十二億二千三百五万円余りに対しまして、収入済額十一億五千八十九万円余り、収納率は九四・一％、歳入に占める割合は一二・五％、前年度との比較ではプラス一・九％の二千百六十七万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項町民税が五億二千百八十万円余り、前年度との比較ではプラス二・二％の一千百三十六万円余りの増、第二項固定資産税が四億七千百五十万円余り、前年度との比較ではプラス三・七％の一千六百八十七万円余りの増、第三項軽自動車税が五千二百三十三万円余り、前年度との比較ではプラス四・一％の二百四万円余りの増、第四項町たばこ税が一億五百二十五

万円余り、前年度との比較ではマイナス七・六％の八百六十万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第二項地方譲与税が七千三十五万円余り、歳入に占める割合は〇・八％、前年度との比較ではマイナス〇・二％の十四万円余りの減となったものであります。

第六款地方消費税交付金が二億四千六百四十三万円余り、歳入に占める割合は二・七％、前年度との比較ではプラス一・七％の四百万円余りの増となったものであります。

次のページをお開き願います。第九款地方交付税が三十四億一千百七十七万円余り、歳入に占める割合は三七・〇％、前年度との比較ではマイナス三・七％の一億三千百九十七万円余りの減となったものであります。内訳としましては、普通交付税が三十一億九千百六十八万円余り、特別交付税が二億二千八万円余りであります。

第十一款分担金及び負担金は調定額が一億六千六百二十三万円余りに対しまして、収入済額が一億六千五百五十六万円余り、収納率は九九・六％、歳入に占める割合は一・八％、前年度との比較ではプラス〇・七％の百十八万円余りの増となったものであります。

次のページをお開き願います。第十二款使用料及び手数料は、調定額が五千八百五十四万円余りに対しまして、収入済額が五千百六十万円余り、収納率は八八・一％、歳入に占める割合は〇・六％、前年度との比較ではマイナス二・四％の百二十七万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第十三款国庫支出金が、十一億九千六百五十七万円余り、歳入に占める割合は一三・〇％、前年度との比較ではプラス一七・六％の一億七千八百八十一万円余りの増となったものであります。内訳としましては、第一項国庫負担金が六億二千三百十三万円余り、これは第一目民生費国庫負担金一節の障害者自立支援給付費負担金のほか、次のページをお開き願います。三節の保育所運営費負担金、四節の児童手当負担金が主なものであります。

第二項国庫補助金が五億六千八百六十八万円余り、主なものとしましては、第一目総務費国庫補助金一節の地方創生拠点整備交付金のほか、第三目土木費国庫補助金一節の社会資本総合整備交付金が主なものであります。

次のページをお開きください。第十四款県支出金が八億四千二百七十一万円余り、歳入に占める割合は九・一％、前年度との比較ではプラス四九・九％の二億八千五十二万円余りの増となったものであります。内訳といたしましては、第一項県負担金が三億五千三百二十万円余り、これは第一目民生費県負担金二節の障害者自立支援給付費負担金のほか、三節並びに四節の保険基盤安定負担金、次のページをお開き願います。五節の保育所運営費負担金、六節の児童手当負担金が主なものであります。

第二項県補助金が四億五千六百一十万円余り、主なものとしましては、第三目農林水産業費県補助金が四億四百七十五万円余り、次のページをお開き願います。これは一節の多面的機能支払い交付金、強い農業づくり交付金、農業次世代人材投資事業費補助金が主なものであります。

第三項委託金が三千三百四十九万円余り、これは第一目総務費委託金、二節の県税徴収取扱委託金が主なものであります。

次のページをお開き願います。第十五款財産収入が一千八百八十九万円余り、歳入に占める割合は〇・二％、前年度との比較ではマイナス一・六％の二百四十七万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第十六款寄附金が四千四百八十九万円余り、歳入に占める割合は〇・四％、前年度との比較ではプラス二二七・五％の三千百十八万円余りの増となったものであります。

第十七款繰入金が一億九千七百三十七万円余り、歳入に占める割合は五・四％、前年度との比較ではプラス一六・七％の二億六千七百八十六万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第二項基金繰入金が四億八千二十万円あります。

次のページをお開きください。第十八款繰越金が一億二千二百三十八万円余り、歳入に占める割合は一・三％、前年度との比較ではプラス三四五・七％の九千四百九十二万円余りの増となったものであります。

第十九款諸収入が九千百十三万円余り、歳入に占める割合は一・〇％、前年度との比較ではマイナス二六・七％の三千三百十九万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、次のページをお開きください。第五項雑入が七千三百五十一万円余り、これは第三目雑入一節の競輪交付金、三節の原子力施設立地振興対策事業助成金が主なものであります。

次のページをお開きください。なお、その他雑入八百九十三万円余りの詳細につきましては、別に配付してございます平成二十九年雑入・予備費充用に関する資料をご参照いただきたいと思います。

第二十款町債が十二億七千四百二十万円、歳入に占める割合は一三・八％、前年度との比較ではプラス五七・二％の四億六千三百六十万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一目総務債が三億七千四百十万円、これは食彩ときわ館増改築事業に係る事業債が主なものであります。第四目土木債が二億九百五十万円、これは公営住宅建設事業に係る事業債が主なものであります。次のページをお開き願います。第六目教育債が四億三千百十万円、これは町文化センター整備事業にかかる事業債が主なものであります。

以上、歳入の収入済額合計が九十二億一千九百四十一万円余り、前年度との比較ではプラス一四・七％の十一億八千三百三十九万円の増となったものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。五十六、五十七ページをお開き願います。第一款議会費が九千五十一万円余り、これは議員報酬などの経常経費が主なものであり、歳出に占める割合は一・〇％、前年度との比較ではマイナス〇・二％の二十万円余りの減となったものであります。

次のページをお開き願います。第二款総務費が十九億三百六十二万円余り、歳出に占める割合は二一・二％、前年度と

の比較ではプラス七七・五%の八億三千八十八万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項総務管理費が十七億五千八百三万円余り、内訳としましては第一目一般管理費が四億四千二百二十万円余り、これは一般職と特別職の給料や職員退職手当組合負担金などの人件費が主なものであります。次に、六十二、六十三ページをお開き願います。第二目財政管理費が二億五千六百十四万円余り、次のページをお開きください。これは公共施設等整備基金などへの積立金が主なものであります。第四目財産管理費が七千八百万円余り、次のページをお開きください。これは十三節の役場本庁舎機能強化工事設計業務などの委託料のほか、庁舎の維持管理費用が主なものであります。次のページをお開きください。第五目企画費が二千九百十九万円余り、これは十五節の水木地区ふるさとセンター遊具設置工事費や十九節の津軽広域連合総務費負担金、次のページをお開きください。まつり実行委員会補助金、一般コミュニティ助成事業補助金が主なものであります。第八目電子計算費が二億一千六百六十三万円余り、これは十三節の社会保障・税番号制度システム整備業務や、次のページをお開きください。総合行政システム保守業務、総合行政システム機器更改業務などの委託料が主なものであります。第十目出張旅費が二千三百五十七万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開きください。第十一目駅業務費が一千三百四十一万円余り、これは十三節の北常盤駅管理運営業務などの委託料が主なものであります。第十二目地方創生推進費が六億八千六百六十四万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の食彩ときわ館増改築工事設計監理業務などの委託料のほか、十五節の食彩ときわ館増改築工事費やそれに伴う排水設備工事費が主なものであります。

次のページをお開きください。第二項徴税費が一億百八十二万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十三節の固定資産路線価見直し業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第三項戸籍住民登録費が三千四百二十九万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。

八十八、八十九ページをお開き願います。第三款民生費が二十二億二千四十八万円余り、歳出に占める割合は二四・七％、前年度との比較ではマイナス四・六％の一億八百万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項社会福祉費が十二億五千三百七十七万円余り、内訳としましては第一目社会福祉総務費が一億一千六百四万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の福祉バス運行業務などの委託料や十九節の南黒地方福祉事務組合負担金、町社会福祉協議会補助金が主なものであります。次のページをお開き願います。第三目老人福祉費が一千七百七十九万円余り、次のページをお開きください。これは十九節の町老人クラブへの補助金や二十節の施設入所者への老人措置費が主なものであります。第四目障害者福祉費が三億九千五百四十二万円余り、次のページをお開きください。これは二十節の障害者福祉サービス費等給付費や障害児通所給付費、更生医療給付費が主なものであります。第五目老人福祉センター費が一千三百二十三万円余り、これは十三節の町老人福祉センター指定管理料が主なものであります。第六目重度心身障害者福祉費が一千八百四十九万円余り、これは二十節の重度心身障害者医療費給付費が主なものであります。第七目国民健康保険整備費が一億七千四百七十三万円余り、次のページをお開きください。これは二十八節の保険基盤安定繰出金、財政安定化支援事業繰出金が主なものであります。第八目後期高齢者医療整備費が二億一千九百八十二万円余り、これは二十八節の保険基盤安定繰出金、療養給付費繰出金が主なものであります。第九目介護保険整備費が二億八千七百六十万円余り、これは二十八節の職員給与費等繰出金、現年度分介護給付費繰出金が主なものであります。第十目臨時福祉給付事業費が一千百五十六万円余り、これは十九節の臨時福祉給付金が主なものであります。

第二項児童福祉費が九億六千六百七十一万円余り、主なものとしましては、第一目児童福祉総務費が五千八百九十九万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の子ども子育て支援システム改修業務などの委託料や、次のページをお開きください。十八節の学童保育に係る備品購入費が主なものであります。第二目児

童措置費が八億九千六百六十五万円余り、これは十三節の保育事業などの委託料や二十節の保育所運営費、児童手当が主なものであります。第三目ひとり親家庭等福祉費が一千百六万円余り、これは二十節のひとり親家庭等医療費給付費が主なものであります。

次のページをお開きください。第四款衛生費が四億五千五百九万円余り、歳出に占める割合は五・一％、前年度との比較ではプラス二・二％の九百七十六万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項保健衛生費が二億七千九百三十六万円余り、内訳としましては第一目保健衛生総務費が五千二百五万円余り、これは安全な妊娠・出産・育児の保健指導や健康診査のための一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十三節の妊婦健診業務などの委託料や、十九節の弘前大学医学部附属病院高度救命救急センター運営費補助金が主なものであります。第二目保健施設費が四千二百八十四万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開きください。第三目予防費が一億一千五百二十三万円余り、これは十三節の予防接種業務や、次のページをお開きください。医療個別健診などの委託料が主なものであります。第五目乳幼児及び子供医療費給付費が五千八十八万円余り、これは二十節の乳幼児及び子ども医療費等給付費が主なものであります。

百十四、百十五ページをお開き願います。第二項清掃費が一億七千五百七十二万円余り、これは十三節のごみ収集運搬業務などの委託料や、次のページをお開きください。十九節の一部事務組合に対する負担金が主なものであります。

第六款農林水産業費が七億四千二百九十六万円余り、歳出に占める割合は八・三％、前年度との比較ではプラス五三・九％の二億六千八万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目農業委員会費が三千百一十一万円余り、これは委員報酬や一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開き願います。第二目農業総務費が六千八百七十一万円余り、これは一般職員の人件費が主なものであります。次のページをお開き願います。第三目農業振興費が三億八千二百八十九万円余り、次のページをお開きください。これは十九節の強い農業づくり事業費

補助金や農業次世代人材投資事業給付金など、農業経営を支援するための補助金が主なものであります。次のページをお開き願います。第五目農地費が八千九百四十万円余り、次のページをお開き願います。これは十九節の福島地区ほ場整備事業費負担金や、多面的機能支払交付金が主なものであります。第六目農業集落排水事業費が一億六千五百三十万円余り、これは農業集落排水事業会計に対する負担金、補助金及び出資金であります。

次のページをお開きください。第七款商工費が二千七百二十万円余り、歳出に占める割合は〇・三％、前年度との比較ではマイナスイ二・五％の三百八十九万円余りの減となったものであります。主なものとしましては第二目商工振興費が一千四百二十万円余り、これは十九節の町商工会補助金やプレミアム付商品券発行補助金が主なものであります。第三目観光費が一千二百四十五万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節のふじさきグルめぐりスタンプラリーや、ふじワングランプリの運營業務などの委託料が主なものであります。

第八款土木費が八億六千四百九十三万円余り、歳出に占める割合は九・六％、前年度との比較ではプラス一・六％の八千九百五十六万円余りの増となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目土木総務費が八千五百十三万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十九節の若者移住すまいづくり補助金が主なものであります。

第二項道路橋梁費が二億九千八百九十一万円余り、内訳としましては、第一目道路維持費が五千八百九十九万円余り、次のページをお開き願います。これは十一節の光熱水費や十五節の防雪柵設置等工事費、町道等整備費が主なものであります。次のページをお開きください。第二目道路新設改良費が一億六千二万円余り、これは一般職員の人件費のほか、十三節の町道整備測量調査等業務委託料や、十五節の町道等整備費が主なものであります。第三目除雪事業費が七千九百九十九万円余り、次のページをお開き願います。これは生活道路の確保のための除排雪費用であり、十三節の除雪業務委託料や十四節の除排雪車輛借上料が主なものであります。

第三項都市計画費が一億四千八百八十二万円余り、主なものとしましては、第二目下水道事業費が一億三千九百二十五万円余り、これは下水道事業会計に対する負担金、補助金及び出資金であります。

次のページをお開き願います。第四項住宅費が三億三千二百六万円余り、これは十三節の町営住宅建築工事監理業務などの委託料や、次のページをお開きください。十五節の町営住宅等整備費が主なものであります。

第九款消防費が二億三千七百九十四万円余り、歳出に占める割合は二・七％、前年度との比較ではマイナス三・九％の九百六十五万円余りの減となったものであります。主なものとしましては、第一項第一目常備消防費が一億九千四十三万円余り、これは弘前地区消防事務組合の負担金であります。第二目非常備消防費が三千四百六十一万円余り、これは一節の消防団員の報酬や、十九節の区市町村総合事務組合負担金が主なものであります。

次のページをお開きください。第十款教育費が十億七千九百三十五万円余り、歳出に占める割合は一二・〇％、前年度との比較ではプラス一三・三％の一億二千六百五十四万円余りの増となったものであります。第一項教育総務費が三億五十七万円余り、次のページをお開きください。主なものとしましては、第二目事務局費が一億三千五百六十三万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十三節の中学生海外派遣事業やスクールバス運行業務などの委託料のほか、次のページをお開き願います。十九節の小中学校各種県大会等出場費補助金や、二十節の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費が主なものであります。第三目給食センター費が一億六千四百二十三万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十一節の賄材料費や、十三節の学校給食配送業務委託料など、学校給食業務に関する費用であります。

第二項小学校費が七千三百三十八万円余り、内訳としましては、第一目藤崎小学校費が二千四百六十六万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十一節の光熱水費などの需用費や、十五節の学校プール改修工事費が主なものであります。次のページをお開きください。第二目藤崎中央小学校費が二千七百六十七万円余り、

これは一般職員の人件費のほか、十一節の燃料費などの需用費や次のページをお開きください。十三節のコンピューター保守業務、グラウンド及び野球場芝生育成管理業務などの委託料が主なものであります。第三目常盤小学校費が二百四十四万円余り、これは職員の人件費のほか、次のページをお開きください。十一節の光熱水費などの需用費や、十三節のコンピューター保守業務、校舎清掃業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開き願います。第三項中学校費が五千二百七十一万円余り、内訳としましては、第一目藤崎中学校費が三千五百六十七万円余り、これは職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や十三節の校舎等清掃業務、コンピューター設備保守業務などの委託料、次のページをお開きください。十五節の屋内運動場屋上防水改修工事費が主なものであります。第二目明德中学校費が一千七百四十四万円余り、これは職員の人件費のほか、十一節の光熱水費などの需用費や、次のページをお開きください。十三節の緑化管理業務などの委託料が主なものであります。

第四項社会教育費が六億五千二百六十七万円余り、主なものとしましては、第一目社会教育総務費が一億三千六十万円余り、これは一般職員の人件費のほか、次のページをお開き願います。十三節の町文化センター等指定管理料や、次のページをお開き願います。十九節の町文化センター等維持管理補助金、町文化協会などへの団体補助金が主なものであります。次のページをお開き願います。第四目保健体育費が四千二十四万円余り、次のページをお開きください。これは十三節のスポーツプラザ藤崎等指定管理料や十九節のスポーツプラザ藤崎等維持管理補助金、県民体育大会実行委員会などへの団体補助金が主なものであります。第五目文化センター管理運営が四億五千六百二十六万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の町文化センター整備工事監理業務などの委託料や、十五節の町文化センター整備工事費が主なものであります。第七目生涯学習文化会館管理運営費が一千百十三万円余り、次のページをお開き願います。これは十三節の常盤生涯学習文化会館整備工事設計業務などの委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。第十二款公債費が十三億五千八百四十一万円余り、歳出に占める割合は一五・一％、前

年度との比較ではプラス一・六%の二千百八十九万円余りの増となったものであります。第一項第一目元金が十二億七千八十八万円余り、第二目利子が八千七百五十三万円余り、これは財務省や青森銀行などへの元利償還金であります。

第十三款予備費の各款への充用額が一千七百二十四万円余りであります。なお、備考欄に記載の充当内容につきましては別に配付してございます平成二十九年度雑入・予備費充用に関する資料をご参照していただきたいと思っております。

百八十四、百八十五ページをお開き願います。以上、歳出の支出済額合計は八十九億八千五十八万円余り、前年度との比較ではプラス一五・七%の十二億一千六百九十四万円余りの増となったものであります。これで平成二十九年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の概要について説明を終わらせていただきます。各委員からのご質問に対しては、担当部署よりお答えいたしたいと思っておりますので、よろしく願います。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

決算の説明が終わりましたので質疑を行います。質疑者はページ数を読み上げてから質疑願います。これから質疑を行います。質疑ございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

土木費に、土木建設にかかわることなんですけれども、ページ数は百三十七ページです。町道等整備費に一億二千二百三十一万円ほど計上されているんですけれども、主なる町道等整備した内容はどのようになっているんでしょうか。ということと、この中に融雪溝の整備といいますか、それも入っているのかも含めてお答えいただけたらなと思います。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。町道整備費ということでしたので、町道整備費の内容は、事業といたしまして、社会資本総合整備交付

金の工事をごさいますして、融雪溝の工事と橋梁の工事と側溝、舗装の工事をごさいます。以上をごさいます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

何か今資料を見ていたんで、融雪溝の整備というのは金額的に言えばどれくらいで、どこを整備、矢沢の地区かなとは思いますが、その辺はどういう整備箇所、その辺について説明していただけたらと思います。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。矢沢の融雪溝は、三工事行いました。一つは、散水の施設の工事をごさいますして、場所は中島集排施設からずっとそこにポンプを掘りまして、そこから水を導水管で引いてきて、旧国道七号まで引いてきて、その間の集落を散水したという工事が一本をごさいますして、二本目は、ポンプ施設、同じ中島地区なんですけれども、その中島集排施設にポンプを設置した工事をごさいます。三つ目の工事は、小畑地区ってありますけれども、小畑の墓地の奥なんですけれども、そこにポンプを設置するための井戸を掘ったという工事をごさいます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これは百九ページの予防費、民生費にかかわるところであります。その中の自殺予防の消耗品費二十五万七千円ほど、それから自殺予防のための講師にこれは報償費ですけれども二十万円ほどとか、この自殺予防の消耗品費の二十五万七

千円というのはどういう内容なんでしょうか。ということをまずお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。予防費の自殺予防に係るまず消耗品のご質問でございますが、消耗品の内容といたしましては、プリンターのカートリッジ、あるいはファイルなどの事務用品、このほかに自殺予防の啓発をするという目的でのイベントなどで配布するポケットティッシュ、あるいは絆創膏、こういうものを作成したという費用でございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員長。

○浅利直志委員

心の健康相談活動、百四十万円ほど計上されて、これに取り組んでいるんです。これをというのは自殺予防の取り組みをしておるんですけれども、たしか阿部議員も一般質問で質問していたと記憶しておるんですけれども、実態的に取り組んではいるというのは認めるところでありますけれども、実態的に例えば去年度だったら去年度は自殺なさったというか、みずから命を絶ったという方は何人いらっしゃったのかということについてはどうでしょうか。昨年度になります。二十九年度、二十八年度だとか、過去三年間のことわかっておりましたら、お知らせ願いたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。自殺者の数でございますが、ことし六月議会で阿部議員の一般質問にもお答えしたものと同じ数値を報告させていただきたいと思っております。手元では合併後の毎年の数ということで資料を持ってございますが、平成十七年が六名、十八年度が十一名、これが一番多い年でございます。それ以降毎年ございます。ゼロはございません。昨年度は三名、二十八年度は二名ということで、合併後の十三年間で六十九名の方が自殺でお亡くなりになっていると。年平均にしますと五・三人というふうなデータになっております。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

平成十八年が最大で十一名だということ。最近では二、三名なのか、いずれにしても本人というよりも家族やその近親縁者にとっては泣くに泣けないというか、そういうつらい思いを実際はされるわけでありますので、引き続きこの自殺予防の事業といいますか、取り組みといいますか、地道だけれども取り組んでいかなければならないことだなど思っておるんですけれども、平成の二十九年度で特に力を入れたこととか、入れていこうというようなことで取り組んだことは何かございますでしょうか。その点、改めてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。決算書のほうで申しますと、この百九ページの予防費の八節の報償費、ここに自殺予防講座講師謝礼というものがございます。自殺予防をする上での町の取り組みといたしまして、ゲートキーパー、直訳して門番、こういうものを養成したいということで、それを養成するために、講師をお招きして、講習会、研修会を実施してござい

ます。それから、そのゲートキーパーのほかに先ほどもお話しございました相談という部分では、社会福祉協議会のほうに委託したところの健康相談、これは毎週水曜日に藤崎、常盤両福祉センターで実施してございます。その相談所におきまして、民生委員さん、あるいは人権擁護委員さんのほかに、やはり法律家、専門家が必要だということで、司法書士、あるいは自殺予防に関連した業務に携わったことのある県の保健所のOBの方、保健師とか、そういう方も相談員に組み入れまして、話を聞く。そして話を聞くという部分では傾聴サロン、耳を傾けてお話を聞いて、話をすることでさっぱりするという方はいっぱいございます。そういう話を聞く場を設けるといふうなものにも取り組んでございます。二十九年度におきましては、そのような相談に関するもの、それから傾聴サロンという話を聞く場を設ける。そしてゲートキーパーなどの自殺予防に関する人を養成するというふうなものに取り組んだところでございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

このいわゆる青森県の平均寿命といいますか、そういうものを上げる上でも、また普通の家庭といいますか、そういうものをつくっていく上でも、大事なことだと思っています。国の自殺対策白書によりますと、十五歳から三十四歳の死因の一位が自殺といいますか、十五歳から三十四歳の死因の一位がみずから命を絶つということになっていることは、先進国では日本が断トツだというふうにも言われて、同じような傾向が青森県にもあるんだというふうに言われておるんですけれども、このところの相談というか、そういうのに来る方は高齢者が多いんでしょうか、それとも若い人も来ているんでしょうか。その辺の実態というのはどんなものなんでしょうか。わかっていたらわかる範囲で説明していただけたらなと思うんですけれども。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。委託先である社会福祉協議会のほうで心配事相談、こころの健康相談のいろいろな集計、取りまとめはしてございますが、年代というところまでは集計してございません。集計しているのは、それぞれの地区の男女別、性別と利用歴、初回なのか、再来なのかというふうなところの集計はしてございますが、年齢、年代別ということでは集計してございません。感じとしてはご高齢の方よりは、どうでしょう年齢的に言えば六十前後とか、そういう方、やはり内容としては経済的なものと、それから今、大変ふえてございます精神に関する精神疾患と申しますか、そういうふうなものに関する相談件数が多いように感じてございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。工藤委員。

○工藤健一委員

ページ数は百三ページの子育て支援プレミアム付商品券発行補助金なんですけれども、これは子育て支援のために発行したと思いますけれども、何部発行して、何部利用されているかお知らせください。

○委員長（奈良完治君）

清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。発行の実績であります、購入者は五百八十四人で、発行の金額が六百四十二万四千元、五百八十四セットであります。回収分が六百三十五万七千元と、六千三百五十七枚で、九八・九六％の率でございます。以上ござ

います。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

二十三ページの歳入についてですけれども、町税が過去四年間ずっと伸びていると。四年間伸びていると思うんですけども、資料は三年間の資料がありますけれども、この要因というのはどういう要因だとお考えでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

阿部税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

説明いたします。二十九年度の決算ベースでお答えします。まず、個人町民税につきましては、前年度比七千八百万円余りの増となってございますけれども、当初賦課で比較いたしますと、給与にかかわる特別徴収義務者が二十八年度と比較して百十四人ほど増していると。税額で七千三百万円ほど増になっていると。給与所得者については、納税義務者数が前年度比で四十六人の増、税額で三百八十万円ほどの増となってございます。農業所得者については、納税義務者数が前年度比で若干の増、税額では百八十万円余りの増となってございます。いずれにしましても給与所得者と農業所得者の収入の伸びが要因ではないかと考えてございます。

それから、法人町民税につきましても前年度比で三百四十万円ほどの増となってございます。法人数で言えば二十八年度の二百四十七法人から二十九年度については二百四十四法人と三法人減となっております。法人割を占める法人は前年度の百二十法人から百十八法人と二法人減少しております。しかし、百万円以上の納付額がある事業所が新たに追加になったことと、五十万円以上の法人割を納付した事業所は二十八年度の八事業所から二十九年度は十一事業所と、

三事業所増してございまして、法人割を比較いたしますと、二十八年度は一千二百万円ほど、二十九年度は一千六百万円ほどと三百六十万円ほどの増となっていることが収入の伸びと考えてございます。

それから、固定資産税については、固定資産税の現年課税分につきましては、収入済額での対比ですが、対前年度比で一千七百万円ほどの増となっております。要因といたしましては、家屋の新築増加による一千百万円余りの増、設備投資に伴う償却資産の増加が五百万円余りというものが主な要因と考えてございます。

軽自動車におきましては、前年度対比で百九十万円ほどの増となっておりますが、要因といたしましては、課税台数がほぼ横ばいではございますが、旧税率から新税率に移行途中である影響が増となった原因と考えてございます。

たばこ税については、先ほど決算の説明にもありましたとおり、前年度比で八百六十万円ほどの減となっておりますが、これは喫煙者の電子たばこへの移行、あるいは禁煙者の増加によることが減少の原因と考えてございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今最後に喫煙者が減っているからたばこ税が少なくなっているという説明でしたけれども、県では短命県返上運動をしているわけなんですけれども、その要因に若年者の死亡率が高いと、青森県は。その要因にたばこ、喫煙、飲酒で若年者の死亡率が高いということになっているんですけれども、町としては禁煙に対してどのように取り組んでいるのか伺いたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。具体的に予算の伴う事業ということでは実施してございません。いわゆる受動喫煙を防止するという意味で、いろいろな働きかけを例えば乳児健診、妊婦さん、いろいろな健康講座、健康教室、そういう場面での呼びかけはしてございますが、具体的な事業ということではこれまで実施しているものはございません。ただ、先般、健康推進協議会という会議の中でも、受動喫煙の話、この場でお話ししてどうかあれですけれども、役場庁舎の隣にある喫煙所があると。あそこからたばこの煙が窓を開けていけば出て、スポーツプラザのトイレの窓を開けているともろに入ってくると。いわゆるこれも受動喫煙だと。公共施設の敷地内にこういうものがあるのはどうなのかというお話も、ご意見も受けてございます。我々受動喫煙対策を進めていかなければならない立場としては、そういうふうなそれぞれの個人もそうですし、事業所に対しても受動喫煙の関係でこう推進していくというふうな呼びかけ、働きかけを今後は進めていかなければならないというふうに認識してございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

何か終わりそうなので、手を挙げました。終わってもいいとかって。歳入にかかわることでもう一点お聞きいたします。ページ数は二十六ページ、地方交付税ですね。たしか地方交付税一億三千万円余が減になったと。毎年一億円ちょっとずつ減っているなというふうにも思うんですけども、それにしてもちょっと交付税減りが少なくて、我々自治体にとってはいわゆる少し安心しているのかなというふうにも思うんですけども、現状の減少幅の今後の見通しなど、平成二十九年度の普通交付税の前年度対比と減少幅の今後の見通しについてどのようなお考えをお持ちなのか、見通しをお持ちなのかについてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

榑企画財政課長。

○企画財政課長（榑 淳一君）

地方交付税についてお答え申し上げます。浅利委員からの思ったほど減っていないというまずお話でございますけれども、これは平成の合併によりまして、市町村の面積が拡大するなど、市町村の姿が大きく変化したため、合併時点では想定されていなかった財政需要交付税に反映された結果であります。具体的には支所に関する経費や消防費経費の加算でございます。それと、平成二十九年度の普通交付税は、三十一億九千六百六十八万五千円で、前年度に比べまして、一億二千八百万円ほど減となっております。そして、今年度でございますけれども、平成三十年度は三十億六千万円ほどとなっております。今年度は合併算定替の効果額も七割減となっております、平成二十九年度と比べまして一億三千万円余りほど減となっております。そして、今後の見通しでございますけれども、平成三十一年度におきましては、合併効果額が九割減となること、また総務省が来年度の概算要求で交付税マイナス〇・五％、七百三十四億円で要求していること、これらを鑑みますと、来年度におきましては二十九億円余りとなるものと想定してございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

ページ数でいきますと七十九ページの備品購入費です。食彩ときわ館増改築備品購入費一千四百万円ちょっとですけれども、この内訳を教えてくださいと思います。

○委員長（奈良完治君）

森地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。備品購入費の内訳でございますが、まずは、ビュッフェ用の皿があります。それから飲食テーブル、それから飲食用椅子、カラー複合機、事務用パソコンなどの製品加工部品、それから直売部門、ホール部門の事務室用の部品が主なものであります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

わかりました。耐用年数とか、余り古くなったら入れかえしなければならない備品もあると思います。それは指定管理をしてもらっております会社の要望があったらまたすぐ備品として町で買ってあげる、整備してあげるという、そういう気持ちなんですか。

○委員長（奈良完治君）

森地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。これらの備品につきましては、利益の中から出していくものでございまして、今の中におきましても、例えば資金の関係をそれに経費を回していくとかというものを想定しながら経営をしていくべきものと考えております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

横山委員。

○横山哲英委員

ぜひ利益を生んでそういう指定管理を受けている企業、会社がそろえるのが私はベストだと思います。何でもかんでもそういう備品を買ってあげるとするのは余りにも甘えが生じますので、その辺を担当課として十分に検討して、何でも「はい」ということではなくてやってほしいなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（奈良完治君）

森地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

はい、今のお考えを食彩テラス、LABOのほうに申し伝えたいと思います。以上です。

○委員長（奈良完治君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

ページ数は百三十九ページの除雪作業員の賃金の件ですけれども、これ、何人に対しての賃金ですか。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。この除雪作業員は十二月から三月までの作業員の賃金でございまして、一日当たり九千五百円でございます、四人分計上してございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

吉村委員。

○吉村忠男委員

これはわかりました。それで、期間はそれこそ十二月の一日から三月三十一日までということですか。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

はい、そうでございます。十二月から三月いっぱいということでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

歳入の四十三ページ、ふるさと納税寄附金について伺います。この四千四百五十万円余りの寄附に対して、これにかかった経費というのはどのくらいあるのかご説明をお願いいたします。

○委員長（奈良完治君）

榑企画財政課長。

○企画財政課長（榑 準一君）

お答え申し上げます。ふるさと納税にかかわる返礼品に関する経費でございます。まず、消耗品として、ふるさと納税返礼品一千二百五十四万円ほどかかってございます。それから、通信運搬費として返礼品の送料が四百五十万円ほど、それからヤフー公金決済に係る手数料が十五万円ほど、あとふるさと納税支援業務委託料といたしまして、さとふるへの支払いが五百二十万円ほどとなっております。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

経費の合計金額を伺います。あとそれからいろいろ総務大臣あたりが返礼品のあり方について、華美にならないようにとかいろいろこう発言したと報道されておりますけれども、来年度以降、我が町は返礼品に対してどういう方針で取り組むのか伺います。

○委員長（奈良完治君）

榑企画財政課長。

○企画財政課長（榑 淳一君）

返礼品にかかる合計でございますけれども、少々お待ちいただけますでしょうか。お待たせいたしました。二千二百五十万円ほど総額でかかってございます。それで、総務省からの通知でございますけれども、返礼品の三割以内ということで通知が来てございます。我が町におきましては、三割を超える返礼品は用意してございませんので、今年度以降も同じ方針で返礼品の送付をしたいと思っております。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

百七十三ページになります。負担金補助及び交付金のところに町生活合理化推進協議会補助金十五万円があるんですが、この協議会の事業内容は何でしょうか。

○委員長（奈良完治君）

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

お答え申し上げます。目的といたしましては、町の地域・団体・職域等における生活合理化運動を効果的に推進することを図ることが目的であります。事業といたしましては、花いっぱい運動、あいさつ運動、生活合理化運動実施の援助ということで、合理化の決まりということでチラシの配布、冠婚葬祭の合理化に関する調査研究、資料の整備というところがございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありませんか。工藤委員。

○工藤健一委員

百三十三ページの若者移住すまいづくり補助金の内容を詳しく説明願います。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

内容、実績でよろしいでしょうかね。内容としましては、若者が藤崎に来た場合、土地代と住宅代を補助するという名目でございます。土地代と建物がセットで八十万円、あと五十万円は建物代ということでございまして、平成二十九年度の実績が二十三件ございます。八十万円の補助の方が十九件、五十万円の補助の方が四件でございます。町に住まわれた方が全部で大人が四十六名、子供が二十二名、計六十八名の方が町に移転というか、移住してきました。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐委員。

○五十嵐 忍委員

二十九ページになります。住宅使用料のところに、改良住宅使用料とあるんですが、改良住宅というのはどこを指すのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

改良住宅はみどり団地の一号棟、二号棟、三号棟としらかば団地の一号棟、二号棟でございます。それ以外の住宅は公営住宅という分類になってございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

農業費のところでございます。農業費といっても困りますな。済みませんね。ちょっとページ数定かでなくなったんですけれども、ふらん病防止のために農地費のところでしたかな。百二十一ページでございますね、ページ数でいきますと。町ふらん病一斉点検賃金五万二千元ほど支出されておるんですけれども、これはどれくらい的人数、点検員に対して支払われたものなのか。いつやられたもの、いつというか時期的にはいつごろ執行したものなのかですね、その辺についてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。りんごのふらん病の撲滅の効用を図りまして、毎年実施しております。ことしは五月一日、いわゆるりんごメーカーに実施して、各共防の代表者二十六名、各関係機関七名、これらと連携して園地の一斉点検を行ったものでございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

関係機関と言っていますんですけども、それは農業委員会だとか、農協というか、スプレーヤー組合とか、そういう内容なんでしょうかという関係機関の内容ですね。

それから、ふらん病、要綱がそうなっているからなんだろうけれども、実際に調査しているのは黒星病だとか、そういうものを調査や実態をはっきりさせていることを実際はやっているんじゃないですか。ふらん病を見て歩いているんですか、これ。内容的なものを再確認したいということと、それから関係機関というのはどういうところなのかということ。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

まず、関係機関ですけれども、中南の農業普及対策室の職員一名、つがる弘前農協藤崎支店職員が二名、JAみらい農協常盤基幹支店職員が一名、町農政課職員が三名になります。この町ふらん病の一斉点検の趣旨としましては、あくまでもふらん病だけで回ってございます。浅利委員の黒星病については、この時期は非常に判断が難しいということで、その後に黒星病については各農協で毎年調査しながら、防除暦の見直し、あるいは農家の皆さんに薬剤散布の方法等に

ついでに指導等を実施してございますので、ふらん病と黒星病は別個ということで考えてください。よろしくお願ひします。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

じゃあ黒星病の実態調査というか、そういうことは一切やっていない、ふらん病についてだけなんだと。これは長年県のふらん病、黒星病など撲滅の名残というか、ずっと続いてきているものなのかなというふうに思っておるんですけども、町長にお聞きいたします。一般質問のときに、奈良議員も聞いておりましたけれども、県の対応そのものも実際出おくれが昨年、あるいは一昨年から出てきたわけでありまして、このふらん病もやる必要がありますけれども、黒星病の点検のための実態調査を農協が中心になってやっているんでしょうけれども、黒星病一斉点検の予算もはっきり位置づけてやるべきなものじゃないのかなというふうに思っておるんですけども、その辺はどういうふうなお考えでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今、佐々木農政課長からお話があったふらん病メーデーについては、私も毎五月一日りんごメーデーにJA弘前の藤崎支店にお邪魔して激励しているところでもございます。その方たちは関係機関と共防連の方が約三十四、五名集まって地域に班編成して、病原体が見つければピンクの鉢巻をして、園地にいわゆる早く拡散しないように治療をしてくださいというような注意づけをして、ずっとこうやってきているところでもございます。

また、今黒星病のお話をされましたけれども、おととしのあたりからこの津軽一円のいわゆる雪解けが早くて平均気温が低いままの開花を迎えました。ご存じのとおり黒星病というのは、いわゆる雨、そして冷たい空気に大発生するのが黒星病でございます、このことは近隣市町村の首長初め、県もひっくるめて関係機関とも一緒しながら、やっぱり撲滅に対しての一致した行動はこれからとるべきであろうと、そう思っております。よって、首長会議とか、あるいは県とのやりとりの機会もまたあると思いますので、これは私から例えば弘前市長がいわゆる広域連合の連合長でございますし、県ともまた農林部ともそういう機会のたびにお話をさせていただいて、来年度は速やかにその防除体制を強化図りつつも、行政側も県、市町村もJAさん、そして農業団体農家の皆さんとスクラム組んでその撲滅に一助したいと、そういう思いでもございます。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

町長の今示された意向に沿って、農家の防除意識を高めるということと一緒に行政、JA、りんご協会などと一体となった取り組みを進めていただきたいということを要望しておきます。

ページ数は百二十七ページであります。この農地費の中の百二十七ページ、多面的機能支払交付金四千三百三十五万ほどになっておるんですけれども、これは地域の保全会だとか、そういうところに支払われた総額なのかどうかですね、この支払交付金の内容、団体等についてご説明願いたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたしますけれども、この金額は全て町内に設置してございます各環境保全会十六団体に支払った金額でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

私の住んでいるところも保全会で活動をしていらっしゃるんですけども、町長にお聞きいたしますけれども、刈り払い、草刈りといいますか、用水路の草刈りなどには非常に役に立って、なおかつ日当といいますか、半日当といいますか、そういうのも出て、非常に役に立っているというのは現状でありますけれども、これなぐなればどうなるんだべという不安の声もまた一方で出ているわけなんです。確かに飴玉みたいなものを食べて作業をしているんですけども、通常の国土保全の機能も含ませてやっているんだというふうに思いますけれども、これいつまで続くんだろうなというふうなことに対しては、我々どういうふうにとずっと続くんですというふうに答えたらよろしいものなんでしょうか。その辺、町長はどんなお考えなのか、何か聞いている情報などがありましたら、説明していただけたらなと思います。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

県内の市町村長が津軽地区と下北南部地区と二回にわたって、年に一回ずつ東北農政局長と懇談する機会がございます。農業問題全般についての地方からの声を吸い上げるという意味で、その会は催されております。ここ数年前から実施して、私も去年はちょっと公務ぶつかって、副町長か担当課長が出席したと思いますが、その中でも、農業全般の中でもこの事業についてのお話は何人の首長からも出ます。内容は、こういうことであります。いわゆる水田というのは自然

のダム機能も面していると。そして主食である米初め、あるいはいわゆる複合経営を目指す大豆とか、いろいろな意味での作物も日本全体でこうやっていると。そして、環境をまず守るということで、地域のコミュニティも強化してやるということで、農水省は、これは継続的に永久的にやっていきたいという申し出は、私どもに示しています。ただ、その辺は、政治的な例えば財務省と農水省のぶつかり合いとかありますので、ただ、我々は地方に住む首長として、これは四十町村、あるいは全国の市町村長とも行動をともにして、末永くこの地域のコミュニティ強化、そして、地方の環境を整えるための事業でございますので、要望してまいりたいと、そう思うてございます。ただ、あくまでも国が判断するという、ただ、一首長としては要望していくということでございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。阿部委員。

○阿部祐己委員

百四十五ページです。消防費の消防施設費の屯所外壁工事費六十二万二千九百円ありますけれども、これはどこの屯所なのか。そしてどういった外壁工事、どういった工事だったのかもお願いします。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

この工事は中島地区の消防団屯所外壁塗装工事ということで、昨年七月から九月まで実施したものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

阿部委員。

○阿部祐己委員

壁、サイディングのやり直しとか、ペンキ塗ったのか、中身はどういったものですか。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

外壁の塗装工事でございます。

○委員長（奈良完治君）

阿部委員。

○阿部祐己委員

わかりました。

では、同じページの下のほうですね。負担金補助金、町防災士育成事業補助金という二万六千円余りあるんですが、これは具体的に内容をお願いします。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

昨年から地域に防災士をふやしたいということで、募集しておりました防災士研修の講座の受講料に対して二分の一を助成するというものでございます。昨年は一人行きたいということの応募がありましたので、派遣させていただき、その二分の一を補助したものでございます。

○委員長（奈良完治君）

阿部委員。

○阿部祐己委員

それで町で把握している防災士というのは何名ぐらいいるというのは把握しているのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○福祉課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

登録制ではございませんので、私のほうではちょっと把握しておりませんが、それまでは消防事務組合を退職された方とか、または消防団を退職された方を活用して、これまでは行動しておりましたけれども、やはり防災の範囲が広まってきたということから、今後はこういう形で育成していくという考えでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。相馬委員。

○相馬勝治委員

七十七ページに、ふじさき産品づくり実践業務委託料、そしてまたこの辺全部委託料ですけれども、それから同じくふじさき産品創業経営拡大セミナーの委託料、二百万円と約三十万円のところですけれども、この内容をちょっと教えてください。

○委員長（奈良完治君）

森地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。初めに、ふじさき産品づくり実践業務委託料でございますが、この目的は地域農産物の高付加価

値化を図るために、ふじさき産品づくりに向けた取り組み方法を学ぶほか、実践的な実習によりまして、食品加工の基礎知識を身につける講座の開催を行ったものです。このことにより、地域六次化に向けた意識の醸成を図ったものでございます。内容といたしましては、基礎研修といたしまして、これは座学でございます。一回行っております。それから実習研修といたしましては、食品衛生、商品の一括表示の必要性について、あとは非加熱殺菌技術の活用、それからペーハー調整による加熱殺菌、それで最後に、水分活性による加熱殺菌ということで研修を行ったものでございます。

次に、創業経営拡大セミナーでございますが、内容といたしましては、ふじさき産品の創業の拡大セミナーということで銘打ちまして、対象者を六次化産業を目指す農家、創業希望者、事業拡大を目指す事業者の方などを対象として実施されました。開催内容につきましては、選ばれるパッケージデザインのヒントということでセミナーを行っております。あと二つありまして、ブランドアピールで自社をパッケージしようということもテーマで行っており、最後の三回目でございますが、パッケージにおける法律を知ろうということで、これは座学で研修を行っております。

参加者数につきましては、延べでございますけれども、約六十名程度の参加者がございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

研修やさまざまなセミナーをやっているんですけども、農業委員会の隣の女性の方々が主に仕事をしているんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

森地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。産業創造協議会におきましては、これは今説明いたしましたセミナーの内容等につきまして、講師の折衝を行いましたり、あと開催場所の確保、そういう日程調整をしているものでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

相馬委員。

○相馬勝治委員

今の協議会でしたっけか、それをたしか年内、ことしの年度内で終わる、終了という形にはなるんですけども、その後のことはお考えになっておるのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

森地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（森 篤君）

お答え申し上げます。協議会につきましては、ことし三年目ということで、最終年度となります。来年度以降については、予定はございません。しかしながら、今のようなセミナー等につきましては、非常に町民の方、事業者の方にもためになるものでございますので、何らかの形で継続をする必要はあるというふうに考えております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。前田委員。

○前田信一委員

ページ数は百二十三ページです。農業次世代人材投資事業給付金があるわけですけども、これについての中身をちょっと説明していただきたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

いわゆる新規就農者の人に対する給付金でございまして、去年は継続者が二十人、新規の人が五人、合わせて二十五人に対して給付を行ってございます。細かいんですけれども、そのうち、リンゴ関係が十五人になってございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

前田委員。

○前田信一委員

二十五人の新規とそれから昨年からというような説明ありましたけれども、年齢的なものと、それからリンゴだけではなくて、もしわかりましたら品目、例えば花づくりが何人とか、そういうことをちょっとお聞きしたいと思いますので。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

中身としましては、ニンニクをやっている方もいます。あとトマトもやっている方もございます。あと親の畑のリンゴ園を同じ品種を継続してやるともらえないんです。ですから、新規の農地を購入もしくは貸借して、リンゴをやればもらえるという基準になってございますので、内訳としてはそういうぐあいです。

○委員長（奈良完治君）

前田委員。

○前田信一委員

年齢的なものをもしわかりましたら、これは年齢制限とかはあるものでしょうか。それと私も農業をやっていますけれども、大変リンゴでも田んぼでも高齢者が多くなってきていますし、今、リンゴ農家の方が十五人、全体で二十五人ということがあるんですけれども、これからあと五年もしますと、田んぼでもリンゴでも大変高齢者がふえていきますので、それに対する五年以内のどういうふうな来年度に向けてのそういう予算というものを、これから予算をやると思いますけれども、そこを二つだけ農政課長にお聞きしたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

手元に年齢の細かい数字はないんですけれども、私の記憶でございまして、四十歳未満の新規の農業者、平均として二十歳から三十歳の間。（「年齢制限はないのだが」の声あり）年齢は四十歳以下ですね。（「制限はあるの」の声あり）はい。平均として二十歳から三十歳の間という認識してございます。

あと、予算の話なんですけれども、来年以降ですね。これもことしと同じで、同じくらいの予算を見ていきたいと思っています。

○委員長（奈良完治君）

前田委員。

○前田信一委員

ここで平田町長に聞きたいんですけれども、本当に平田町長が町内のリンゴ産業とか、田んぼとか、いろいろやって、今後継者について課長のほうからのお話がありましたけれども、私は藤崎町の中だけでのこれは問題では、最終的、将来的には対応できないと思うんですよ。もちろん町内の皆さんに農業について関心を持ってもらうとか、農政課のほう

では町民に農作業とか、いろいろなことをやっていますけれども、これからもっともっと大きなまず五年もしたら大分家の周りでも農家の方も八十ずっと過ぎていきますので、何とか町外、全国的なものでも、藤崎町、新しい家今いっぱい建っていますけれども、そこで農業もしたら、豊かな生活が送れるということで、何とか町長はどういうお考えを持って、町外からどういう農業生産者を募集してくれるのかなということで、お聞きしたいと思いますので。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

前田委員も私もリンゴ農家が主でございまして、非常に将来にわたっての後継者不足、あるいは労働者不足というのは懸念しているところは一致しているところだと思います。また、国全体の話をしていただければ、安倍政権が誕生してから非常に経済は活性化して、いわゆるデフレ脱却を目指しながら、その経済の効果は地方まで行き届いているかという、なかなかイエスという答え方はされないような状況、そして求人倍率一つ見ても、非常に四十七都道府県が売り手市場ということでなかなか募集しても入ってこないというのがさまざまな業種によって展開されているところでもございます。その要因も農家の方の人手不足というところが恐らく現状の最も重要な課題となってきているところでもございます。かねてから海外から相当東南アジア方面から相当さまざまな業種でいわゆる研修生を募集しながら、労働力を確保するのは、これはどの業界でもやっているところでもございまして、我が町でも例えばトキワ養鶏さんとか、あるいは県内でも工藤パンさんとかは相当何十人も海外から入っているというところ、ただ、ビザとか何とかの規制がなかなか厳しいので、長続きしないというところもあるようでございまして、その辺の規制緩和が事あるたびに国にやっぱり訴えていって、地方が元気になるような形で海外から来た研修生、あるいは労働者も地方を見ていただくような政治力もやっぱり発揮していくべきだと、そう思っています。

また、首都圏では、定年族、六十歳以上定年になれば、非常に地方を目指して永住とか、Iターンとかしているまたご夫婦も結構あるようでして、その辺の取り組みはちょっと青森県はおくれていますけれども、その辺も県内の市町村、あるいは県との連携をひっくるめて、労働者を確保しながら魅力ある津軽、魅力ある青森県に人を引っ張ってくるような努力を提言していきたいと、そう思っています。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

町長または総務課長にお聞きいたします。ページ数は研修宿泊所借上料十二万八千円ほどになっているんですけども、六十一ページでございます。この内容はどんな研修と、六十一万円ほどの支出の内容をお聞きしたいと。宿泊所借上料についてですね。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

これは国に二カ所ある千葉県とそれから滋賀県にあります全国の自治研修所に職員を派遣した際に支払う宿泊料でございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

そうしますと、十二万幾らというのは、宿泊の利用料なんですか、それともそこまで行く自動車賃も含めたというような、

そんな意味合いなんですか。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

派遣費はまた別に旅費で出ますけれども、これはその自治研修所の宿泊所を使うために支払う宿泊に対する使用料でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

自治研修所でどういう内容なのかということ、業務を高めるための内容、簡単な内容と、もう一つ関連してお聞きしたいのは、世間で大蔵官僚の人も含め、最近のスポーツ業界も含め、セクハラ、パワハラの問題がもう一世を風靡しているわけです。日本のおくれている部分というか、そういう部分でもあるんですけども、このセクハラ、パワハラの問題に対する研修だとかは、町村会、または藤崎町として実際に去年あたりはやったのかどうか。あるいは、今後やる予定はあるのかどうか。セクハラ、パワハラ研修について、どのような位置づけをなさっているのかについてお聞きします。

○委員長（奈良完治君）

能登谷総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（能登谷英彦君）

国の自治研修は、県で行うものよりもさらにレベルが高いものということで、私の記憶しているのでは財務系の研修に

行ったということが一つでございます。

それから、今パワハラ、セクハラ、非常に世間を騒がしておりますけれども、我が町ではそういうことはございませんけれども、県の自治研修所でその接遇とか、そういったことでの研修は行われて、それに参加している職員もいるはずでございます。町がそれを主催してやるかということに関しましては、今後検討してまいりたいというふうに思います。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

セクハラ、パワハラ研修と関係して聞いているんですけれども、セクハラ、パワハラの、私も含めて男社会が多いわけでありまして、これまでの常識をきちんと整理するということも含めて、町としても町職員の研修、どういう形がいいのか、講師を呼んでくるのがいいのかどうか、その辺はわかりませんが、検討していただきたいということ、具体的に検討していただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

地方公務員、国家公務員であれば、その辺は基本的ないわゆる公僕となれば、あってはならない話であって、あえて私はパワハラ、セクハラに対してのセミナーは必要ないと感じてございます。ただ、接遇とか、いろいろな意味で、県とか、町とか、おのおのレベルアップを図るための研修は随時やっていますし、今後も開催したいと、そう思っています。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

百二十三ページの中ほどのりんご共済制度加入促進事業費補助金二百三十五万円ほど、これは果樹共済の掛金の助成制度だと思うんですけども、加入率はどのくらいになっていますか、今。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。総合とそれ以外という種類がありまして、総合に入っているパーセントが五%でございます。それ以外が九五%となっております。（「それ聞いているんでないんだ。リンゴ農家の現状が、何%が入っているか、そこを聞いてるんだ」の声あり）大体三〇%前後と記憶してございます。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

担当課長が大体三〇%だば、答弁になっていないと思います。リンゴの総面積に対して加入園地が何ヘクタールで何%かそのくらい答えるべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

手元に資料がございませんので、今はお答えできませんでした。済みません。

○委員長（奈良完治君）

委員の皆さん、まだまだ質問ございますか。奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

今の質問については、詳しい数字をこの委員会の中で、後で説明してもらうようお願いいたします。（「はい、わかりました」の声あり）

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はございませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

何か終わらせようと委員長は思っているんじゃないかと思うんですが、理解いたしました。

六十七ページのところでアスベスト使用状況調査業務委託料二百五万円ほど計上しているわけであります。今までの我々説明を受けた中で、受けてはいるんですけども、例えば文化会館でしたか、あそこのところをやったんだという、いわゆる剥ぎとりじゃなくて、密閉型をやったんだとかというふうなことを聞いているんですけども、このアスベスト使用状況調査業務委託二百五万円支出して、藤崎町にアスベストの使用されていた箇所、現在使われている中で使用されている箇所はどこどこにあったんだという結果になったんでしょうか。

そしてまたそれに対する具体的な対応策はどのように講じたのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

榑企画財政課長。

○企画財政課長（榑 淳一君）

お答え申し上げます。アスベスト使用状況調査業務でございますけれども、アスベスト対策につきましては、これまで吹きつけのアスベストが対象でございました。しかしながら、石綿障害予防規則の改正によりまして、新たに保温材、

耐火被覆材、断熱材、これらも対象となったことから、各施設の使用状況を調査したものでございます。調査した箇所につきましては、百三十六カ所でございます。そのうち、調査の結果、断熱材等にアスベストが使用されているという結果が四件、それから要分析が五件、合計で九件が報告されてございます。施設につきましては、まず、役場庁舎でございますが、これは断熱材に使用されてございますけれども、囲い込み済みであると。それから藤崎診療所、常盤老人福祉センターのボイラー室、それから旧就業改善センターでございます。そして、要分析となったものが藤崎町デイサービスセンターの車庫、農業者トレーニングセンター、西豊田浄水場、常盤浄水場、常盤出張所公用車車庫、これらが要分析となっております。

それで、その後のことでございますけれども、アスベスト使用状況の調査結果につきまして、施設を所管する担当課長のほうに文書で通知してございます。それによりまして飛散しているものにつきましては早急に対策、飛散していないものにつきましては今後対策を講じていくということにしてございます。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

昼食のため休憩いたします。

再開時刻は午後一時といたします。

休 憩 午後 〇時〇〇分

再 開 午後 一時〇〇分

○委員長（奈良完治君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑の前に、農政課長より発言を求められておりますので、発言を許します。佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

先ほど奈良岡委員の質問に対して答えられなかった回答を今この時間をかりましてお答え申し上げます。質問は、りんご共済加入の加入率、何%ぐらいかということの質問でしたので、藤崎のリンゴの面積が六百九十六ヘクタール、それに対しまして二百九十二ヘクタールが加入してございます。率で申し上げますと四二・〇%、このようになっています。以上です。

○委員長（奈良完治君）

奈良岡委員。

○奈良岡文英委員

加入促進事業ということなので、加入促進した結果が四二%と、健闘しているなど、目標は三〇%だったと思ったんですけれども、健闘していると思ったんですけれども。来年から収入保険制度が始まるわけなんですけれども、町としてはそのりんご共済制度加入促進と収入保険制度への取り組みはどのようにする方針なのか。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

これは大幅な改正という形になると思います。例えば霜、風、あるいはひょうとか、そういう制度からいわゆる価格が暴落した際にも補填する。あるいは黒星病、今回の黒星病にも補填するというような保険制度になるということですので、先般もリンゴ農家を集めて、月初めに、文化センターでおのこの説明、共済組合の方が来て、説明したところでもございます。これは単に藤崎町でどうのこうのということだけでなく、いわゆる津軽地方の果樹を営んでいる市町村レベルでどういう方法で行政側がてこ入れして、その収入保険に加わる農家をふやしていくかということのをこれまた

近々に広域の弘前を中心としたそういう場面がまたあると思いますので、まずは検討していきたいと、そう思っています。今からどうのこうのというような、まだそこまでは集約していないところがございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかにありませんか。横山委員。

○横山哲英委員

百二十五ページですね。平川内水面漁業協同組合藤崎支部運営事業費補助金五万円とあります。これは組合員は何名ぐらいある団体なんですか。藤崎支部の組合員です。

あともう一点、ついでにです。稚魚放流とか、どういう事業をなされている組合ですか。もしわかっていたら、わからなければそれで結構です。

○委員長（奈良完治君）

佐々木農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（佐々木泰人君）

お答えいたします。メンバーは十九名です。事業の中身なんですけれども、川の淡水魚の放流、稚魚の放流と生育調査と研究の事業を行っております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。佐々木委員。

○佐々木政美委員

ページ数は百六十九ページです。白鳥観察施設管理人賃金とありますけれども、これ実質何名なんですかね。まずそこからお聞きします。

○委員長（奈良完治君）

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

二名でございます。

○委員長（奈良完治君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

これ、私、ちょっと勉強不足で申しわけないですけども、創立した目的というのは、これどういうことかちょっと教えてほしいんです。この場で申しわけないんですけども。

○委員長（奈良完治君）

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

お答え申し上げます。白鳥観察施設のこーやまるくんの周りの清掃とか、こーやまるくんの建物の管理とか、そういうのを目的に採用しております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

佐々木委員。

○佐々木政美委員

歴史をたどれば、申しわけないんですけども、これ一時鳥インフルエンザというふうなものがまん延して、白鳥のあそこを要は白鳥広場のところを封鎖しましたよね。その間もずっとこの事業は続けていたんですか。

○委員長（奈良完治君）

高木生涯学習課長。

○生涯学習課長（高木秀光君）

はい、続けております。来た人に餌の自粛を呼びかけたり、そういう運動をしております。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

歳入のところの四十三ページのところなんですけれども、四十三ページの土地売却収入三百九十六万円ほどになっているんですけれども、これはどこの土地なんですか。保育所なのかなという感じもするんですけれども、どこの土地を処分したものでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

榊企画財政課長。

○企画財政課長（榊 淳一君）

お答え申し上げます。土地の売却収入三百九十六万三千七百三十二円の内訳でございますけれども、社会福祉法人つくし会へ若松産業会館、こちらを譲渡したのが三百三十六万一千円、それからDMノバフォームへ法定外水路の売り払いが二十四万六千円ほど、あとそのほか水路とかの払い下げでございます。以上であります。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

これは六十一ページです。その中で、交際費、町長交際費五百十六万円ほどになっております。これは木村太郎さんが亡くなったことのお別れ会も含めて計上されて、議会の承認も得て計上したものだと思っておりますけれども、普通百万円ちょっとぐらいの、四百万円ほどがふえたわけなんですけれども。これ、予備費から充用するという予備費充用に関する資料というようなことで、我々に渡されているのがありますけれども、これもかなり例えば道路維持費の工事請負費まで建設費の中で予備費充用をしているんですけれども、これを交際費をふやさないで、予備費から充用するというようなことをすれば、何か予備費充用の規定に反するからやらなかったんですか。それとも、何か特別の理由があるんでしょうか。予算計上上のお考えについてお聞きしたいと思います、町長交際費四百万円ほど増の。

○委員長（奈良完治君）

五十嵐副町長。

○副町長（五十嵐 晋君）

ただいま予算のいわゆる持っていき方につきまして、町長交際費で持っていくことのいわゆる制約とか、そういうのがあるのかという話でございましたが、予備費で持っていくことは当然可能でございます。ただ、今回の衆議院議員の木村太郎先生の葬儀の件につきましては、しっかりと議会の皆様の了解を得た上で支出を行いたいということで予備費からの支出は行わなかったものでございます。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

予備費のせっかく資料を配っていただいておりますので、その中のページ数は予備費充用に関する資料ってありますでしょう。その中で、建設課の委託料、除雪業務委託料三百五万円ほど、除雪事業費委託、除雪業務委託料として三百五

万円ほど予備費から充用しているんですけれども、これは何か昨年度はそんなに雪も多くなかったし、排雪も少なかったように記憶をしているんですけれども、この三百五万予備費から充用している理由といたしますか、事情といたしますか、その辺はどういうふうになっていらっしゃるのでしょうか。なっていたのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

神建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。昨年は契約期間が十二月一日からになっているんですけれども、昨年は十一月の二十日と、十一月の二十二日に雪が大変降りまして、その二日間の契約期間外の除雪費用でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案の認定に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいと思いますけれども、平成二十九年度一般会計決算は、歳出総額で八十九億八千万円余でありますけれども、また、実質収支額では一億九千八百万円ほどであります。全体としては町民の福祉や教育、また公共施設である住宅建設、文化センターの大規模改修など、町民の暮らしに役立つ内容であります。予算執行に当たった皆

さんに感謝申し上げたいと思いますけれども、以下の点で賛成できない、納得できないので、反対であります。

その一つは、略称マイナンバーといいますか、個人番号制度の推進にかかわる歳出一千九百六十六万円、約二千万円ほどについてであります。

二つ目は、歳入における原子力施設立地対策事業助成金二千百万円、これは原発、核燃に依存しない財政構造をつくるべき、転換すべきであるということ、さらには自然エネルギーの開発、原発廃炉、あるいはまた被害を受けた方に対する賠償にこそ当てられるべきだということであります。

三つ目は、町長交際費五百十六万円についてであります。その内容には適正だと私は思わないからであります。自民党、木村家で主に取り仕切ってやるべきことではないかなという思いからであります。

四つ目は、教育費の父母負担軽減策をさらに進めるべきだということであります。給食費の一部助成の導入、あるいはまた修学旅行費の一部助成の復活、そういう施策をとるべきだという理由からであります。

以上の点から賛同できないということで、本決算認定に反対であります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。阿部委員。

○阿部祐己委員

今回の二十九年度一般会計歳入歳出の決算については、適正に処理されております。よって、この本案には賛成であります。

○委員長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第五十六号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十七号平成二十九年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

それでは、議案第五十七号平成二十九年藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

決算書の二百三十ページをお開き願います。平成二十九年国保会計決算は、歳入総額が二十三億一千百四十四万六千六百六十一円、歳出総額が二十二億九千九百五十九万七千三百九十九円となり、差引額は一千百八十四万九千二百六十二円となったものであります。このうち、財政調整基金へ一千万円を繰り入れし、残りの百八十四万九千二百六十二円は翌年度へ繰り越しするものであります。

二百、二百一ページをお開き願います。まず、歳入についてご説明いたします。

第一款国民健康保険税は、第一項第一目の一般被保険者特別徴収分が二千二百五十一万七千円余り、第二目の一般被保険者普通徴収分が三億九千二百四十九万一千円余りとなり、このうち現年課税分の収納率は九四・三％となったものであります。第三目の退職被保険者等普通徴収分は七百十六万九千円余りとなり、現年課税分の収納率は九九・六％となったものであります。

次のページをお開きください。第三款国庫支出金第一項第一目の療養給付費等負担金は町の療養給付費に対する国の定

率負担分で三億九千四十四万三千円余り、第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業の町拠出分に対する国庫負担分で一千四百六十七万九千円、第三目の特定健康診査等負担金は特定健診及び特定保健指導に係る費用に対する国庫負担分で四百十七万二千円となったものであり、国庫負担金の総額は四億九百二十九万四千円余りとなったものであります。

第二項国庫補助金第一目財政調整交付金の総額は一億三千三百九万九千円で、内訳は療養給付費等に係る普通調整交付金が一億二千六百十八万七千円、医療費の適正化に資するものや保険者努力支援に関する事業に係る特別調整交付金は六百九十一万二千円となったものであります。第二目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は国保の県域化に伴うシステム改修に係るもので、一千五十八万四千円となったものであります。

次のページをお開きください。第四款療養給付費交付金第一目の療養給付費交付金は、退職被保険者の療養給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金で四千八百八十七万二千円となったものであります。

第五款第一項第一目の前期高齢者交付金は、六十五歳から七十四歳までの前期高齢者の国保加入率を反映した各保険者間の負担調整分で四億五千百五十四万六千円余りとなったものであります。

第六款県支出金第一項第一目の特定健康診査等負担金は特定健診等に係る費用に対する県負担分で四百十七万二千円、第二目の高額医療費共同事業負担金は高額医療費共同事業の町拠出金に対する県負担金で一千二百三十九万八千円余り、第二項県補助金第一目の財政調整交付金の総額は九千七百七十八万五千円で、内訳は療養給付費等に係る普通調整交付金が六千四百八十二万円、医療費の適正化に資するものや健康づくりに資する事業に係る特別調整交付金は三千二百九十六万五千円となったものであります。

第七款共同事業交付金第一目の高額医療費共同事業交付金は、一件当たり八十万円を超える額に一定率を乗じて得た額が国保連から交付されるもので五千四百七十五万九千円余り、次のページの第二目の保険財政共同安定化事業交付金は、

八万円以上八十万円までの部分に一定率を乗じて得た額が交付されるもので四億八千六十万二千円余りとなったものであります。

第九款繰入金第一項第一目の一般会計繰入金の一節保険基盤安定繰入金は国保税の軽減に対する公費負担分で一億一千五十万一千円余り、二節の職員給与費等繰入金は職員の給与費等で二千八百六十六万一千円、三節の助産費等繰入金は出産育児一時金に対する繰出基準に基づいた額を繰り入れするもので五百三十二万円、四節の財政安定化支援事業繰入金は国保財政の安定化を図るため繰り入れするもので二千二百八十五万六千円余り、五節の特定健康診査等繰入金は特定健診等に係る職員の給与費等に係る繰り入れをするもので七百三十九万二千円となり、総額は一億七千四百七十三万円余りとなったものであります。

第十款繰越金第一項第二目その他繰越金は前年度からの繰越金で六百二十七万五千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第十一款諸収入第一項第一目の一般被保険者延滞金は、過年度分の国保税の納付に伴う延滞金で九十三万三千円余り、第三項雑入第一目の一般被保険者第三者納付金は、交通事故等における治療に国民健康保険を使用したため、保険者負担分を第三者が納付したもので三百九十七万三千円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。二百十四、二百十五ページをお開き願います。第一款総務費第一項総務管理費第一目の一般管理費は職員の人件費等の経常経費と国保新制度に係るシステム改修委託料が主なもので、三千七百三十万三千円余り、第二目の連合会負担金は青森県国保連の運営事務に係る町負担分で百三十三万二千円余り、次のページの第三項第一目の運営協議会費は国保運営協議会委員報酬が主なもので十五万四千円余りの支出となったものであります。

第二款保険給付費第一項療養諸費第一目の一般被保険者療養給付費は十一億一千六百九十七万三千円余り、第二目の退職被保険者等療養給付費は三千二百二十五万七千円余り、第三目の一般被保険者療養費は八百八十四万三千円余り、第

四目の退職被保険者等療養費は六万八千円余り、次のページの第五目審査支払手数料の四百三十四万五千円余りを加えた第一項療養諸費の支出済額は十一億六千二百四十八万八千円余りとなり、前年度比九十万四千円余りの増となったものであります。

第二項高額療養費は、第一目の一般被保険者高額療養費から第四目の退職被保険者等高額介護合算療養費までの合計が一億七千八百十五万五千円余りで、前年度比六百七十一万三千円余りの増となったものであります。

第四項出産育児諸費第一目の出産育児一時金は十九件分で七百九十八万円、次のページの第五項第一目の葬祭費は二十五件分で、百二十五万円となったものであります。

第三款後期高齢者支援金第一項第一目の後期高齢者支援金と第二目の後期高齢者事務費拠出金を合わせた社会保険診療報酬支払基金への支出額は二億三千三百七十九万七千円余りとなったものであります。

第四款前期高齢者納付金第一項第一目の前期高齢者納付金は、六十五歳以上七十四歳までの前期高齢者の国保加入率を反映したもので、二目の前期高齢者事務費拠出金と合わせて八十八万一千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第六款の介護納付金は、国・県等の公費負担分と介護保険第二号被保険者である四十歳以上六十五歳未満の方々から徴収した国保税の一部を財源とし、介護費用の負担分として納付したもので一億九百二十三万四千円余りとなったものであります。

第七款共同事業拠出金第一項第一目の高額医療費共同事業医療費拠出金から第三目の保険財政共同安定化事業拠出金までは、青森県国保連が事業主体となり、県内全市町村が共同事業として高額な医療費に対応するために拠出するもので、四億八千三十三万四千円余りを支出したものであります。

第八款保健事業費第一項第一目の特定健康診査等事業費は、特定健診に係る職員の人件費等の経常経費及び特定健診等の業務委託料が主なもので、二千六百三十一万五千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第二項保健事業費第一目の疾病予防費は、特定健診受診者に対する保健指導事業費や医療費通知業務委託料などが主なもので三百五十八万三千円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第九款基金積立金第一項第一目の財政調整基金積立金は、五千七万二千円を積み立てたものであります。

第十一款諸支出金第一項第一目の保険税還付金は、社会保険等に加入後、国保の脱退手続がおくれたことなどによる国保税の還付金で、二百九十二万三千円余り、次のページの第三目の償還金は、平成二十八年度療養給付費等国庫負担金等の精算に係る返還金で三百五十五万六千円余りとなったものであります。

議案第五十七号平成二十九年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の説明は以上であります。

○委員長（奈良完治君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

国民健康保険特別会計の認定を求めるの件でございます。具体的に我々の説明資料の中にページ数でいきますと、これは四百二十四ページですか。四百二十四ページをごらんになっていただければ、国保の附表の九、十、国保の世帯数の年度別推移、二十五年から二十九年度までの年度別推移がございます。国保世帯数は年度別に見ますと、平成二十九年度は二千四百四十三世帯で、被保険者数は四千三百四十五人だというふうに記載されているところでありまして。ところで滞納者数というのも国保の場合はトータルでいけば、一億五千万円もあるという繰り越しも含めればあるわけなんですけれども、この二千四百世帯の中で資格証明書の保険者は何人いらっしゃるのか。あるいはまた、短期証の方は何人

いらっしゃるのか。その点については実態的には平成二十九年度どのようになっていますものでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

お答えします。二十九年度の資格証の世帯数は、短期の世帯数は百二十九世帯、それから資格証は十九世帯であります。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

短期保険証、資格証は十九世帯だと。短期は百二十九人ほどだというような説明でありました。それで、私ども、ちょっと県から資料をいただいた中で、特にお聞きしたいなと思っておりますのは、さまざまな問題を抱えつつも国民皆保険制度を維持する、あるいはそのための国保制度でありますけれども、私がお聞きしたいのは、保険証を実際に渡す短期保険証を、資格証明証というものもありますけれども、保険証のとめ置きの実態が藤崎町で去年の二十九年十月時点ではこれはたしか県の資料だと思いましたがけれども、九十五件ほどあるんだというふうに報告されているんですけども、その九十件ほどで実態的には間違いはないのでしょうか。その辺はどうでしょう。

○委員長（奈良完治君）

清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

こちらのデータではその私どもでつかんでいるデータではその後の異動もあったものと思われませんが、八十五世帯とな

っております。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

具体的にいわゆる調査をまとめた時点、十月一日時点だからその後変わったりしているわけですね。実際、八十五世帯にとめ置き状態になっているというのは、ちょっと多過ぎやしないかなというふうに思うんですけども、その実態は住所不明で戻ってきたんだとか、郵送したけれども戻ってきたんだとか、完全にいないんだとか、そういうふうなことなのかもしれませんけれども、例えば青森市などでは県の調査では保険証窓口据え置き数はゼロというふうになっていますね。弘前市もゼロとか、黒石市は一昨年ゼロだったけれども、その時点では二百件だとかというふうになっているんですけども、藤崎町の八十五件ほどの例はどういうふうになっていらっしゃる、とめ置き状態というのはどういうふうな内容になっていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

詳細については、こちらはつかんでおりませんが、そのとめ置きする条件といたしましては、誓約は取り交してはいるんですが、守らないとか、それから納付相談を呼びかけておりますけれども、一切ご連絡ない。窓口にも来ないという方々の保険証をとめ置きにしております。以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

誓約を取り交して、一万円ずつ払うと約束したけれども、それも払わないとかというようなこと、あるいはまたそういう約束さえもしないという実態でそういうふうになっているんだということなんですけれども、内容、例えば実際にいないから届けられないというような人もあるんだと思うんですけれどもね。いずれにしても、その辺ですね、誓約をとったけれども、守らないからやらないんだというのは、何か取り扱い規定としてそれでよろしいんですか、それ。ある種の誓約をすれば、保険証を交付するというのが通常の姿なんじゃないんですか、その辺はどういう行政の取り扱いをしていくのでしょうか。休憩でもいいです。

○委員長（奈良完治君）

休憩します。

休 憩 午後 一時四十二分

再 開 午後 一時四十三分

○委員長（奈良完治君）

休憩を取り消し会議を再開します。

浅利委員。

○浅利直志委員

会議を再開したんですね。したんですねというふうに言わざるを得ないんですけれども、百十九件あるんですけれども、これは誓約書を交わさないとこれ渡さないですよという、そういう行政運営をしているんですね、この二、三年の間。ということなんですよね、そういう理解でよろしいんですよね。

○委員長（奈良完治君）

清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

そういう理解でよろしいです。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

青森市でもこの巨大のここの何倍、十倍も人口を抱えているところでもとめ置きがないような状態なんだとか、あるいは送っても全く不在で受けとれないんだとか、そういうようなことですので、ぜひこのとめ置いている状態を誓約書を交わさなければ渡さないんだというようなことではなくて、もっと緩和して、対応すべきだなというふうに思うんですけども、その辺は町長どういうふうな思いですか。払っていないからとめ置いて、保険証をやらないで当然だというお考えですか。

○委員長（奈良完治君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まずは、担当課としては、いかなる理由で国民健康保険税を滞納しているか、その辺のまず調査からするべきだと。そして相談もすると。こっちで一方向的にいろいろな話しかけても全く応答ないところにはお邪魔してでもいわゆる国の制度、そしてこのことについて国民全てが皆保険を全うした制度をいただいて、医療保険制度を国民の健康・命を守るといような制度をご認識いただく、そういう制度の中であって、一人一人の滞納した方には説明していくのが本題だろ

うと。ただ、事情あって、短期でいろいろ事情あってで短期で資格証明を出すのは、これはやっぱり国の命を守るということでは全くそれに応じないというのは、それは私はだめであると、そう思ってございます。いずれにしましても、現課、課長ひっくるめて、担当課がまずは町民に親切丁寧に説明して、滞納がないようまず努力を最善にすると。そして相談等には何ぼでも応じて、心優しくしていくと。ただ、余りにも規制を緩めると、ちょっとずるいまた国民、町民もあったりするもんだところで、その辺は法を遵守しながらこれから行政を進めていくという考え方でいきたいと思っています。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

担当課の職員もこれまでも丁寧に対応もしてきたんだというふうに私は思っております。ただ、実際には相談にも来ないという人の対応をどうするかという問題もあるわけですので、その辺を町長が今指摘された問題も含めて、あるいはまた人口の多い市でもとめ置きがないに近いような状態があるというようことで、どういう運用をしているのか、その辺もぜひ研究といいますか、調査研究して対応に当たっていただきたいと思っています。

関係しまして、固定資産税の滞納だとかも、一般会計のですね、あるわけですがけれども、国保が最大に多いわけでありまして。国保の滞納だから、国保の係おめだちだけだとかというようなことではなくて、全庁挙げて取り組んで、なおかつ総合事務組合でしたか、何だか百万円ぐらい成果に応じて出しているんですけども、この滞納をなくするために、監査の報告にもありましたように、先ほども見ておったんですけども、どんな取り組みを昨年度はやってきたのかというようなことについては、税務課長、どうでしょうか。どんな取り組みというのは、一つは督促に行くというようなこともやっています。もう一つは具体的にはもうこれは差し押さえでねばまいねよというようなことで、差し押さえも

しておりますよね。差し押さえの件数は何件なのかということと、それから職員としてはどんな取り組みをなさっているのかということについてお聞きいたします。

○委員長（奈良完治君）

阿部税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

それでは、私のほうから税の徴収に対しての現課の取り組みの体制をご説明いたします。税全般に滞納者の方への対応の仕方としましては、まず納期限内に納付されていない方については、督促状を発送すると。そして、それでも応答がない場合には、催告状を出すと。そして、催告状を出した時点で納税者が役所のほうに見えた際には、納税相談を実施して、毎戸実施しておりますので、それで対応すると。納税相談については、年三回、五日間を設定して、年三回実施してございますが、それ以外でも窓口に来る人への対応をしております。そして、納税相談に来た方で、その納税者からいろいろな事情を確認しまして、そこで納付の約束をしてもらうための誓約書を交わします。これは分納誓約といって、期別に納められない方のための分納ということで、そのお約束をしてもらいますと。そのお約束を守られない方については、期別でなくても毎月納付にしているんですけども、それでも入ってこないという現状になっている方については、うちほうの内部で検討した結果で、一般会計の歳出にも盛っておりますけれども、市町村総合事務組合負担金ということで、年間百二十万円ほど負担金を支出しておりますけれども、俗にいう滞納整理機構というところへ移管します。そして、滞納整理機構においては主に徴収内容としましては、給与等の差し押さえ、これは確認したところ六件ほどあったみたいでございます。それから満期になった保険料の差し押さえ、それから出資金等の差し押さえ、それから毎戸訪問しながら、自主納付へつなげるという意味で納付される方も多々あるということで、年間で一般会計の税含め、国保税含め、一千万円ほどの町への歳入が入っております。その一〇%である百二十万円ほどを機構のほうへう

ちほうで負担金として払っているという状況で、滞納者の方々はさまざまな方がおりまして、役場に見えて相談を受ける方、全然応答がない方、こちらで行って訪問してもいない方、電話で連絡してもつながらない方、さまざまございます。そういう実態を機構と協議しながら、対応していているというのが現状でございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

今具体的に差し押さえ件数についてもお話しいただいたんですけれども、給料の分の差し押さえをしたのが六件だとか、満期の保険料についてだとか説明もあったんですけれども、もう一度件数、内容、差し押さえる物件の内容、債権、物件の内容ですね、もう一度明らかにしていただきたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

阿部税務課長。

○税務課長（阿部 悟君）

それでは、もう一度説明いたします。滞納整理機構による徴収の内容でございます。給与等の差し押さえ、主に給与ですけれども、差し押さえが六件で、百万円ほどの歳入でございます。それから満期になった保険の差し押さえが一件、出資金の差し押さえが一件、それ以外は自主納付ということで報告を受けてございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

よって、議案第五十七号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十八号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題といたします。

歳入歳出決算の説明を求めます。清野住民課長。

○住民課長（清野健志君）

それでは、議案第五十八号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきまして、ご説明申し上げます。

決算書の二百五十六ページをお開き願います。平成二十九年度後期高齢者医療会計の決算は、歳入総額が三億七百万七千三百三十八円、歳出総額が三億四百六十二万三千六百六十一円で、差引額は二百九十七万七千五百七十七円となり、これを翌年度に繰り越しするものであります。

二百四十四、二百四十五ページをお開き願います。初めに、歳入をご説明いたします。

第一款後期高齢者医療保険料第一項第一目の特別徴収保険料の収入額は四千九百四十八万三千円余り、第二目の普通徴収保険料は、一節の現年度分と二節の滞納繰越分を合わせて二千七百八十六万六千円余りで、普通徴収保険料の収納率は九三・〇四％となったものであります。また、保険料の収入総額は七千七百三十四万九千円余りとなり、収納率は九七・四％。不納欠損は実人員が一名で、金額は三千六百円となったものであります。

第三款繰入金第一項第一目事務費繰入金の収入額は一千五百一万六千円余りで、その内訳は、後期高齢者医療事務に係る町職員の職員給与費等繰入金が八百八十八万八千円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であり、また、広域連合事務費繰入金が六百二十万八千円となったものであります。第二目の保険基盤安定繰入金は保険料の軽減額

に対する公費負担分を繰り入れしたものであり、四千八百九十六万一千円余り、第三目の療養給付費繰入金は広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分で一億五千五百八十五万円余りとなりました。これらの繰入金はいずれも町負担分として一般会計から繰り入れしたもので、総額は二億一千九百八十二万八千円余りとなったものであります。

第四款繰越金は前年度からの繰越金であり、二百二十万八千円余りとなったものであります。

次のページをお開きください。第五款諸収入第二項第一目の保険料還付金は、誤賦課によるもので、三十四万二千元余りとなったものであります。第三項第一目の返納金は前年度療養給付金の確定によるもので、七百八十四万九千円余りとなったものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。二百五十二、二百五十三ページをお開き願います。第一款総務費第一項第一目の一般管理費は、町職員の人件費等の経常経費と後期高齢者医療システムの保守業務委託料などが主なものであり、支払総額は八百四十五万七千円余りとなったものであります。

第二項第一目の徴収費は保険料の徴収に係る費用であり、支出額は三十五万円余りとなったものであります。

次のページをお開き願います。第二款後期高齢者医療広域連合負担金第一項第一目の後期高齢者医療広域連合負担金は二億八千七百六十万円余りで、内訳は、町で収納した保険料及び保険料軽減額の公費負担分の保険基盤安定負担金等を広域連合へ納付する保険料等負担金が一億二千五百五十四万一千円余り、広域連合職員の給与費等に係る共通経費の町負担分であります広域連合事務費負担金が六百二十万八千円、広域連合で給付を行っている療養給付費に係る町負担分であります療養給付費負担金が一億五千五百八十五万円余りとなったものであります。

第三款諸支出金第一項第一目の保険料還付金は、歳出のところでもご説明いたしましたが、誤賦課によるもので、三十四万二千元余り、第二項第一目の一般会計繰出金は前年度療養給付金の確定による返還金を一般会計へ返還するものであり、七百八十四万九千円余りとなったものであります。

議案第五十八号平成二十九年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件の説明は以上でございます。

○委員長（奈良完治君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十八号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第五十九号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

歳入歳出決算の説明を求めます。久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

議案第五十九号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件につきましてご説明申し上げます。

まず初めに、平成二十九年度の実質収支についてご説明を申し上げますので、決算書三百ページをお開き願います。平成二十九年度の決算は、歳入総額が十八億六千九百九十四万二千二十二円、歳出総額が十七億三千五百三万九千九百六円となり、歳入歳出差引額一億二千六百九十一万一千九百二十六円は、全額介護保険財政調整基金へ積み立てしたものであります。

続いて、決算の概要についてご説明申し上げますので、二百七十、二百七十一ページをお開き願います。説明に当たりますは、歳入については収入済額を、歳出については支出済額の欄を用いてご説明申し上げます。

まず、歳入の第一款保険料第一項第一目の第一号被保険者保険料の収入済額は三億二千百一万三千円余りで、徴収率は九五・七％、前年度対比では〇・一％の減となったものであります。なお、お亡くなりになった方や二年の時効による不納欠損額は三十八名、二百万九十円でありました。

次に、第三款の国庫支出金第一項第一目の介護給付費負担金三億二千六百五十二万八千円余りは、居宅介護給付費用に対する二〇％分と、施設等介護給付費に対する一五％分の国の法定負担金であります。第二項第一目の調整交付金一億三千六百四十七万八千円は、国が全国の市町村の高齢化の状況や所得水準と給付費の状況を調整した結果により交付されたものであります。第四目の地域支援事業交付金八百十六万六千円余りは、介護予防、日常生活支援総合事業費に対する二〇％分の国の法定負担金であります。次のページをお開き願います。第五目の地域支援事業交付金一千五百四十五万九千円余りは、包括的支援事業、任意事業に対する三九％分の国の法定負担金であります。第六目のシステム改修事業費補助金百三十一万円は、介護保険法改正に伴うシステム改修費用に対する国の十割補助であります。

次に、第四款の支払基金交付金第一項第一目の介護給付費交付金四億四千八十一万二千元と第二目の地域支援事業支援交付金八百十三万円は社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費と介護予防事業費に対する二八％分の法定負担金であります。

第五款の県支出金第一項第一目の介護給付費負担金二億五千五百六十四万六千円余りは、居宅介護給付費に対する一二・五％分と、施設等介護給付費に対する一七・五％の県の法定負担金であります。第二項第三目の地域支援事業交付金三百九十九万七千円余りは、介護予防日常生活支援総合事業費に対する一二・五％分の県の法定負担金であります。次のページをお開き願います。第四目の地域支援事業交付金七百七十二万九千円余りは、介護予防日常生活支援総合事

業以外に対する一九・五％分の県の法定負担金であります。

第六款の財産収入八万二千円余りは、介護保険財政調整基金の利息であります。

第七款繰入金第一項第一目介護給付費繰入金二億八百二十七万一千円は、介護給付費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。第四目のその他一般会計繰入金六千八百八十六万七千円は、職員人件費等の事務費に対する一般会計からの繰入金であります。第五目の低所得者保険料軽減繰入金四百九十六万一千円は、所得区分第一段階被保険者の保険料を五％軽減した分を繰り入れしたものであります。第六目の地域支援事業繰入金四百六十五万八千円は介護予防日常生活支援総合事業費に対する一二・五％分の町の法定負担金であります。次のページをお開き願います。第七目の地域支援事業繰入金七百八十五万円は、介護予防、日常生活支援総合事業以外分事業費に対する一九・五％分の町の法定負担金であります。第二項第一目の介護保険財政調整基金繰入金四千八百九十八万円は、財源補填のため基金を取り崩し、繰り入れしたものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、二百八十四、二百八十五ページをお開き願います。

第一款総務費第一項第一目の一般管理費の支出済額四千七百八十二万六千円余りは、職員人件費等が主なものであり、前年度対比一三・三％の増となったものであり、増加した要因は人事異動によるものであります。次のページをお開き願います。第二項の徴収費四十三万七千円余りは、保険料の決定通知等の通信運搬費が主なものであります。第三項の介護認定審査会費一千九十九万二千円余りは、要介護度等の判定に係る費用で、津軽広域連合の介護認定審査会への負担金が主なものであります。第四項の趣旨普及費二十五万一千円余りは、介護保険制度普及用のパンフレット作成費用が主なものであります。第五項の介護保険運営協議会費二十五万八千円余りは、介護保険運営協議会にかかる費用であります。

次のページをお開き願います。第二款の保険給付費第一項第一目の介護サービス等諸費十四億一千三十六万二千円余り

は、要介護の認定を受けた方が、利用されたサービス給付費であり、前年度対比では〇・七％の減となったものであります。内訳といたしましては、デイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービス給付費が五億四千七百七十八万八千円余りで、前年度対比〇・九％の減。グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費が三億一千八百七十二万七千円余りで、前年度対比一・五％の増。特別養護老人ホームなどの施設介護サービス給付費が四億八千五百七十五万四千円余りで、前年度対比六・〇％の減となったものであります。第二目の介護予防サービス等諸費三千三百六十二万七千円余りは、要支援の認定を受けた方が利用された介護予防に係る費用であります。第二項第一目審査支払手数料百四十五万六千円余りは、国保連に支払った審査手数料であります。第三項第一目の高額介護サービス等費三千九百九十九万九千円余りは、同一月内に受けたサービスの自己負担額が一定額を超えた場合に支給されるもので、前年度対比で一・五％の減となったものであります。第四項高額医療合算介護サービス等費、次のページをお開きいただき、第一目の高額医療合算介護サービス等費三百七十九万九千円余りは、介護保険と医療保険の両方を利用したときの年間の自己負担額が一定額を超えた場合に支給されるものであります。第五項第一目特定入所者介護サービス等費七千五百七十六万五千円余りは、所得の低い方の施設サービス利用費の食費、住居費等を支給したものであります。

次に、第三款の地域支援事業費は、制度改正に伴い、平成二十八年度途中から移行した総合事業に対応した事業が主なものであり、第一項の介護予防・生活支援サービス事業費が通所型及び訪問型サービスなどで、二千八百七十一万六千円余り、次のページをお開き願います。第二項の一般介護予防事業費がげんき教室やらく楽教室といった介護予防把握事業などで、五百七十一万三千円余り。第三項包括的支援事業・任意事業費が総合相談・権利擁護業務委託料や包括支援センター運営委託料などで、三千六百六十一万二千円余りとなったものであります。

二百九十六、二百九十七ページをお開き願います。第四款の基金積立金八万三千円は、介護保険財政調整基金から発生

した利息を積み立てしたものであります。

第五款の諸支出金第一項償還金及び還付加算金三千六十一万四千円余りは、平成二十八年度分の国・県等負担金の返還金が主なものであり、第三項の繰出金九百三十二万円余りは、一般会計との精算による繰り出しであります。

議案第五十九号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件についての説明は以上であります。

○委員長（奈良完治君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百九十四ページでございます。認知症総合支援事業費についてであります。今、何か説明はしていただいたんですけども、集中支援チーム業務委託料五十四万円ほどですね。これはどこにどのように委託したということなんでしょうか。その内容についてご説明願いたいと思います。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。包括支援センターを中心とした組織がございます。そちらのほうに支払いをした委託料でございます。

○委員長（奈良完治君）

浅利委員。

○浅利直志委員

包括支援センターについては、藤崎町社会福祉協議会にもあるし、さまざまな施設……、社協の支援施設を中心にしてやっている、あるいはえびすならえびすにもあるんですけれども、各事業所に支払ったというような、委託しているというような内容なんでしょうか。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。そういうものではございませんで、今浅利委員のお話しにございました社協、あるいはえびすとかというお話しがございましたけれども、それぞれいわゆる居宅介護支援事業所というものが町内にも多数ございます。いわゆるケアマネを配置して、ケアプランを作成する事業所でございますが、それら全てにということではございませんで、包括支援センター、社協の敷地内にはございますが、そちらのほうにのみということでございます。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利委員。

○浅利直志委員

ページ数は二百九十二ページであります。その中で、包括的支援事業・任意事業費の中で、総合相談・権利擁護事業というようなことで一千四十三万円ほど委託料として支払っているんですけれども、これも社会福祉協議会で行っている、そこに支払っている、そこに業務を委託しているというこの理解でよろしいんですか。

○委員長（奈良完治君）

久保田福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

はい、お答えいたします。同じく町包括支援センターということでございます。

○委員長（奈良完治君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから本案を採決いたします。本案は認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（奈良完治君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、本案に反対する者の発言を許します。浅利委員。

○浅利直志委員

詳しくは本会議で述べたいと思いますが、平成二十九年度介護保険特別会計の決算認定に関する議案でありますけれども、数字的に問題があるというようなことではございません。町における介護の施策を進めていくことに必要とされる決算内容ではありますが、なお以下の点について、賛成できないということであります。

一つは、特別会計の土台となっています国の介護保険制度の変更、そして特養入所者介護度三以上への入所制限や、要支援一、二など、支援事業を市町村の総合事業とすること。藤崎町はそれなりに対応もしているわけではありますが、介護の市町村の格差をさらに広げる国の制度の改定であります。

また、第三段階までの保険料負担軽減措置を消費税一〇％実施前でも直ちに実施すべきであるという理由から本特別会計に賛同できません。以上です。

○委員長（奈良完治君）

次に、本案の認定に賛成する者の発言を許します。阿部委員。

○阿部祐己委員

本案に賛成するものであります。議案第五十九号平成二十九年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算につきましては、適正に処理されているものとしております。よって、これに賛成するものであります。以上です。

○委員長（奈良完治君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（奈良完治君）

起立多数であります。よって、議案第五十九号は認定すべきものと決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後二時二十二分
